第2号様式(1)一①

(単体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。) を次のとおり実施する。

令和6年9月27日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 入札に付する事項

(1)	業 務 名	令和6年度那覇港浦添ふ頭地区マリーナ・緑地基本設計業務委託				
(2)	履 行 場 所	那覇港浦添ふ頭地区				
(3)	業 務 内 容	浦添ふ頭地区交流・賑わい空間整備に向けマリーナ・緑地の護岸、防波堤等基本設計を行う。				
(4)	履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで				
(5)	設 計 金 額	27, 203, 000円 (税込)				
(6)	資格審查方法	事後審査型 ※本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。				
(7)	最低制限価格	本入札案件は、最低制限価格が設定されているため、最低制限価格未満の入札者は 落札者となることができない。 ※「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」 (https://nahaport.jp/business/contract/)				
(8)	適用する技術者単価	令和6年3月設計業務 委託等技術者単価 を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見 積りを行い入札すること。				
	その他適用のある法令、制度等	本業務は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例第2条の規定に基づき、議会の同意の議決を要す るため、落札決定後は仮契約を締結し、議会の同意の議決を経 て通知したときに本契約となる。				
	(※本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。)	本手続きは、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、議会において当初(補正)予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。				
(9)		本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備 手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従っ て、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合があ る。				
		本手続きは、議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、議会において本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続きの関係上、入札を延期する場合がある。				
	With the second	債務負担行為業務 本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務 である。				

2 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たしている有資格業者であること。

	、心理	:める要件	とすべく	満たし	ている有資格業者である) <u> </u>	۲۰ -				
(1)	-	種	区分		木関係コンサルタント						
(2)			サルタント 名簿登録年		令和6・7年度		那覇港管理組合の測量・建設コンサルタント等業登録業 者名簿において、左記の登録を有するもの。				
(3)	登	録	業種	it .	巻湾及び空港 または	ま	Distriction of warms and City of City				
		1 1 1 1 1 1 1 1 1		, , ,	川砂防及び海岸・海洋	-ly.					
(4)	_	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。									
(5)	-	入札日から当該委託の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。									
(6)	7	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立 てがなされている者(手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)ではないこと。									
(7)	泊				が実質的に経営を支配す あり、当該状況が継続し		建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発 いる者でないこと。				
	な	はお、以下 内入札心得 ア 資本 次の	下の関係が 計第3条第 ×関係)いずれか	ある場 (2項の) に該当	合に、辞退する者を決め 規定に抵触するものでは する二者の場合。)る: tな!					
		と (b) 親き	親会社等(会社等を同	同条第		(社)	第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。) 等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 ある場合				
	1 2	イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務 省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年 法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年 法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。									
		· V	いう。以下	同じ。)が、他方の会社等の役	と具					
(8)		1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役									
					ミ第15号に規定する社外取						
			④会社法		条第1項に規定する定款に		別段の定めがある場合により業務を執行しないことと				
		2)			に規定する指名委員会等記	設量	置会社の執行役				
		3)					(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 役の定めがある場合により業務を執行しないこととされ				
	- 1		ている社			/3/1145	XV/Co/h-a/a/a/a により未切 taytij Uav CCC cac				
		4)	組合の理								
					(行する者であって、1)	カコ	ら4)までに掲げる者に準ずる者				
							再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定に う。)を現に兼ねている場合				
	- 6:	(c) -	*方の会社	等の管	財人が、他方の会社等の)管月	財人を現に兼ねている場合				
		組合)(共同企業	集体を含	さが阻害されると認めら 含む。)とその構成員が同 人的関係があると認めら] =: (の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視				
(9)	地	域	要		『覇市、浦添市、糸満市、 市、西原町内に本店がある		登見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、宜野湾 こと。				
	業				自 平成26年4月1日		左記の期間内に下記の対象業務を請負い、完成・引渡しが				
(10)	纮	対多	期	間一	至 令和6年10月9日		完了した業務実績を有すること。				
		対 多	東 委	RE.	国・県・市町村・ 自治 波堤の基本(予備・概略)		で構成された組合等が発注した港湾における護岸または防たは実施(禁細)設計				

(11)	配置予定技術者	備			考	次に掲げる①~③のいずれかの資格を有し、かつ④の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置することができること。 ①技術士 [総合技術監理部門] (建設部門)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。②技術士 [建設部門] (港湾及び空港)または [建設部門] (河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し技術士法による登録を行っている者で、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門([建設部門] (港湾及び空港))または([建設部門] (河川、砂防及び海岸・海洋))に4年以上従事している者。 ③RCCM(港湾及び空港)または(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。 ④(10)にあげる業務実績を1件以上有していること。
(12)	取	按	け	案	件	以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。 ・該当なし

3 設計図書等の配布、質問及び回答

其	別問	自 令和6年9月27日 (金) ~ 至 令和6年10月9日 (水)
設計図書等の配布	记 布 方 法	那覇港管理組合ホームページにて配布する。(https://nahaport.jp/)
	己布場所・ 引い合せ先	那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2578
(1)入札・契約手 売に関すること	那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2578 FAX 098-868-2629
	2) 上記(1) 以外こ関すること	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 企画建設部 プロジェクト推進室 電話 098-868-2597
質問・回答期間等	是 出 期 間	自 令和6年9月27日 (金) ~ 至 令和6年10月8日 (火) 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
损	是 出 場 所	上記(1)に同じ。
损	是 出 方 法	電送 (FAX又はメール (soumu_nyusatsu@nahaport.jp)) 又は持参
	回答 方 法	那覇港管理組合ホームページ (https://nahaport.jp/) 及び上記(1)において、以下の期間、閲覧に供する。
[E		回答目から 令和6年10月15日 (火) まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

4 資格確認申請書等の提出

-	H						望者は、次の書類を期限内に提出すること。 こ提出がない場合、本競争に参加することができない。
			提	出	書	類	①一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式) ②返信用封筒(入札結果通知用(110円切手貼付))
避	格確認	申請書	提	出	期	間	自 令和6年9月27日 (金) ~ 至 令和6年10月9日 (水) 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。
			提	出	場	所	那覇市通堂町 2 番 1 号 3 階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2578
		*	提提	出出	方部	法数	持参又は郵送(一般書留もしくは簡易書留) 1部

5 入札手続き等

5	入札手続き等			
		本業務は、紙入札により実施する。 入札書等は、あらかじめ指定する日に 定郵便」)、「一般書留」又は「簡易書 送すること。持参や普通郵便等で提出さ	習」のいずれかの方法により郵	
		是 出 書 類 ①入札書 ②業務費内訳書		
		記 達 指 定 日 (入 札 日)		
		〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 売 先 期 期 港管理組合 総務部 総務課 財 電話番号 098-868-2578	多班	
入		落札決定にあたっては、入札書に記載: 10に相当する額を加算した金額(当該金額) は、その端数全額を切り捨てた金額)を は、その端数全額を切り捨てた金額)を 札者は、消費税及び地方消費税に係る課 あるかと問わず、見積もった契約希望金額 を入札書に記載すること。	質に1円未満の端数があるとき もって落札価格とするので、入 党事業者であるか免税事業者で	
		ア 入札書のくじの数字(任意の数字34 た場合に使用するため、必ず記入する イ 配達指定日以外の日に届いた入札書 い。 ウ 入札書の日付は、開札日を記入する、	らこと。 及び業務内訳書は、受理しな	
		ア 第1回目の入札に際し、入札書に記載 費内訳書(様式自由)を提出するこ。 イ 業務費内訳書には、作成年月日、項目 かにし、商号又は名称並びに住所を設 ウ 業務費内訳書には、代表者印を押印 エ 管理者(これらの者の補助者を含む。 書について説明を求めることがある。	と。 目、員数、単価及び金額を明ら 記載すること。 すること。) は、提出された業務費内訳	
入	札 の 無 効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。		
入	札 の 辞 退 等	資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届を提出すること。 また、落札決定までの間に他の業務を落札したことにより配置予定技術者を本業務に配置することができなくなったどきは、直ちに報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。		
そ	の他	ア 落札候補者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に札を辞退したものとみなし、再度入札への参加を認めて代理人が入札する場合は、入札を行う際に委任状及びウ委任状には、業務名を記入すること。 エ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該加者の代理をすることはできない。オ 再度入札は、1回のみとする。	立ち会わない参加者は再度入ない。 自己の印鑑を持参すること。	

開	九 札	B	時	令和6年10月16日 (水) 14:00 ※入札書の日付
押	札	場	所	那覇港管理組合 2階大会議室 ※入札者は、開札に立ち会うことができる(再入札に参加する場合は、開札時点から 立ち会うこと)。

7 資格確認資料の提出と競争参加資格の審査

· Me the bring be the week	死于罗州县市少州县				
	開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を 行った者(以下「落札候補者」という。)から順に競争参加資格の審査を行う。落札候補者 は、期限までに資格確認申請書等を提出しない場合、競争参加資格がないものとする。 なお、落札候補者は上位から順に3者(上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りで はない。)を決定し資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者 の競争参加資格の審査は行わないものとする。				
N	通 知 日	令和6年10月16日 (水) 17:00 まで(予定)に対象業者あて通知する。			
落札候補者の選定	提出期限	令和6年10月18日(金) 15:00 まで			
及び事後審査の実施		① 配置予定技術者の資格等(様式1)② 業務実績(様式2)③ 資格確認申請書(第3号様式)の資格確認の各項目に記載した必要書類			
	提出部数	1部			
	提出方法	原則、持参			
	提 出 先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話番号 098-868-2578			
· 秦 李 和 次 也 / 0 10 0 0	競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし 果は以下の日までに書面により通知する。				
妮 于参加 夏 怜 V 惟 龄	令和6年10月21日 (月) (予定) なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合 は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。				
落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札 候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。				
競争参加資格がないと認め	理由について説明: 管理者は説明を:	ないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められたを求めることができる。 求められたときは、苦情を申し立て期限の翌日から起算して5日以内(休を求めた者に対し、書面により回答する。			
脱事の加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	提出期限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内 (休日を除く)とする。			
	提 出 先	那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班			
	提出方法	書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)によるものは受け付けない。			
本 入 札 に 係 る 資 料 の 取 扱 い	イ契約担当者に無関う 提出出期限を通知 提出 対 提出 対 限 を 通知 対 限 内 に オ 提出 期 限 を 通 か あった 場 合 に	清書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に 所で使用しない。 医格確認申請書等は、返却しない。 に限り、資格確認申請書等の修正、差し替え、追加、再提出を認める。 過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。 清書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等が は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 清書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止 ある。			

8 入札保証金及び契約保証金

8 人札保証金及び契約で	於社金	
	額の100分の5以上を納付するも 証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に組合を イ 国 (独立行政法人含む。 約を締結した実績を有し、 契約を全て誠実に履行した なお、次の者は入札に関する	文は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金のとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保 被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契 これらのうち過去2箇年の間に履行期限の到来した二以上の 者。 条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る
入 札 保 証 金	(2) 入札保証金の金額等が上。 (3) 入札保証金等の納付等に付また、一度提出された入札保 ※ 入札保証金を免除した落札 消費税及び地方消費税を加えい。 ※イにより入札保証金の免除 提出すること。	
	提 出 期 [1]	令和6年10月11日 (金) 17:00 まで
	提出出外	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話番号 098-868-2578
	人 札 保 証 金 提 出 方 治 (現金納付)	ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること ※要事前連絡 云 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を 納付し、領収書(写)を上記期限までに提出すること。
	入札保証保険証券・入 提 出 方 法	持参又は郵送(配達が確認できる方法にて送付すること)
	札保証書·地方公共団 体等契約状況確認資料 保 険 期 提 保 証 期 程	
	有 価 証 券 等 受入日時・すること。	・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当課まで連絡
契 約 保 証 金	免除(那覇港管理組合契約規	!則第4条第1項第9号による)

9 その他の事項

	ていたのうまでは				
配の	置予定技術確	者認	落札決定後、テクリス等により配置予定技術者の実績に関する違反の事実等が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、資格確認 申請書等の差替えは認められない。 病気等の特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準 を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。		
支	払 条	件	前 金 払 契約金額の30%以内 部 分 払 適用あり		
ton	7.7. 6% 7.1. mi	4141	本業務に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示		
契	約 締 結 時	捌	したときはこの限りではない。		
清青	負代金等の変	更	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務 を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業 務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた 額で行う。		
入の	札 参 加 者 遵 守 事	等項	入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、土木設計業務等委託契約書及び仕様書を熟 読し、これを遵守すること。		